

令和6年1月10日

令和6年

上毛町農業委員会1月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会1月期定例総会議事録

1.日 時 令和6年1月10日（水）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 19 名 欠席委員 2 名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	—
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	欠
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	欠	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 円 入 忠 義 ○
末 松 直 幸 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

5.その他・福岡県農業委員会研修大会について
・定例総会について

会議の経過

令和6年1月10日(水)午前9時00分開会

議長 みなさん おはようございます。本日は、農業委員会1月期定例総会を開催しましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、志摩委員が欠席、小川委員がまだきてませんが、上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、只今から1月期定例総会を開催致します。

議事録署名委員の指名をいたします。議席8番 山本委員、議席9番 今瀬委員を指名いたします。宜しく願います。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。

議題第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。今期分については賃貸借権26件、使用貸借権3件でございます。

まず、賃貸借分ですが、期間は3年、5年、10年となっております。対象作物は水稻等で、面積は田が34,679㎡、畑が29㎡です。筆数は26筆で、貸し手11名、借り手10名となっております。

賃借料でございますが、現金で反当3,500円～13,000円、現物は34kg～60kgとなっております。

次に、使用貸借分ですが、期間は4年と5年となっております。

対象作物は水稻等で、面積は田が2,178㎡です。

筆数は3筆で貸し手2名、借り手2名となっております。

次のページに申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、5ページの農業経営基盤強化促進法第18条調書のとおり、同法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第1号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の6ページをお願いします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字土佐井1405番ほか1筆、地目は田で面積は合計4,058㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字土佐井の〇〇さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は8～9ページのとおりです。

申請農地は、東九州道の北側、岩木大池付近のは場整備済の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第2号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の10ページをお願いします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字下唐原526番、地目は田で面積は2,379㎡です。

所有権を移転する方は、宗像市の〇〇さんで、所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は12～13ページのとおりです。

申請農地は、主要地方道吉富本耶馬溪線沿い、下唐原集会所そばのは場整備済みの農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第3号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の14ページをお願いします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。
所有権を移転する農地は、大字垂水1857番ほか1筆、地目は田で合計3,465㎡です。
所有権を移転する方は、吉富町の〇〇さんで、
所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。
次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しています。
同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
位置図・箇所図は16～19ページのとおりです。
申請農地は、いずれも吉富町との境界そばの農地です。
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑にはあります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

喜多代委員 相場が安いけど、何か理由があるのですか。

事務局 本人の意向で金額は安くてもいいと。金額は本人が決めるので
3万だと少ないという意見もあるでしょうが・・・

喜多代委員 その人にとって農地を持つことが負担になっていたんでしょうね。

事務局 タダでもいいと言っていましたけど売買なので。

喜多代委員 そのあと売るときの金額はどうなるのか。

事務局 ほ場整備もされてないので、高く売れるということ可能性は低いと思います。

喜多代委員 前に相談もあったときも農地を主有していることが負担になっている。中国人でもいいから買って欲しくないか
と思ってるようだ。

議長 採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第4号については、原案のとおり可決決定されました。
つづきまして、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを
議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の20ページをお願いします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。
契約の種類は贈与で、申請農地は大字上唐原646番1他10筆、地目は田及び畑で面積は7,822㎡です。

譲渡人は、大字上唐原の〇〇さんで、譲受人は大字上唐原の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は7,822㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は22～25ページのとおりです。

申請農地は大字上唐原 東九州自動車道の北側及び百留横穴墓群西側にある農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については今瀬委員が地区担当となりますがいかがでしょうか。

今瀬委員 書類を確認し、農地のすべてを回りました。

親子関係での譲り渡しなので、問題はないと思います。

事務局の説明のとおりです。審議のほど宜しくお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第5号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料26ページをお願いします。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字八ツ並286番3他12筆、地目は畑及び田で、面積は10,666㎡です。

譲渡人は大字八ツ並の〇〇さんで譲受人は、北九州八幡西区の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、10,666㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は23～29ページのとおりです。

申請農地は大字八ツ並内の農地です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について喜多代委員が地区担当委員となっていますが、いかがでしょうか。

喜多代委員 岡本さんは、施設に入所中で、生前贈与するようです。後は事務局の説明のとおりです。

審議のほど宜しくお願いします。

議長 質疑には入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

委員 譲受人は農業生産法人でないと、いけないと書いていますが宮本さんは農業生産法人を設立ですか。

事務局 事務局の手違いです。法人ではありません 個人です。申請者本人は施設に入っていて生前贈与したいということです。個人で管理をします。

喜多代委員 兄弟で話して決めたようです。生前贈与だと税金もかかりますが、税がかかっても、はっきりしたいということです。親が元気なあいだに決めて親を安心させたいようです。

議長 他にないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第6号については、原案のとおり可決決定されました。つづきまして、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題と致します。

事務局説明をおねがいします。

事務局 資料30ページをお願いします。

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字下唐原1328番1、地目は田で、面積は563㎡です。

譲渡人は大字下唐原の〇〇さんで、譲受人は大字下唐原の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、34,008㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は32～33ページのとおりです。

申請農地は大字下唐原 国道10号線そばの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、私が地区担当となっています。事務局の説明のとおりです。本人の家の近くです。審議のほど宜しくお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第7号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料34ページをお願いします。

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字東上321番3、地目は畑で、面積は31㎡です。

申請人は、大字東下の〇〇さんで、理由としては、一般住宅用地敷地拡張のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われま

す。付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、第2種農地であり、許可可能と判断します。

箇所図・位置図は35～36ページのとおりです。

申請農地は、大字東下 県道野路・土佐井線西側の下村集落内の農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、横山委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

横山委員 事務局の説明のとおりです。水路を塩ビパイプからU字溝に変更する工事をするとのこと

です。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第8号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料37ページをお願いします。

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字東下520番2、地目は畑で面積は1,124㎡です。

申請人は、大字東下の〇〇さんで、理由としては 一般住宅用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われま

す。付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と水利関係者の承諾をえております。

農地の区分は、第1種農地であります。例外規定「集落接続」に該当し、許可可能と判断します。

箇所図・位置図は38～39ページにとおりです。

申請農地は、大字東下 野間集落内の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については横山委員が地区担当となっておりますが、いかがでしょうか。

横山委員 現地調査の結果 事務局の説明のとおりです。
審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 質疑には入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第9号については、原案のとおり可決決定されました。
つづきまして、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを
議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の40ページをお願いします。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字宇野797番2ほか17筆、地目は田及び畑で、面積は19,345㎡です。

申請人は、大分県宇佐市の〇〇で、理由としては、貸店舗建築用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われれます。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と水利関係者の承諾を得ています。

農地の区分は、第3種農地であり、許可可能と判断します。

箇所図・位置図は41～42ページのとおりです。

申請農地は、大字宇野及び垂水 上毛町役場西側の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については、水嶋委員が地区担当委員となりますがいかがでしょうか。

水嶋委員 12月21日に内容を確認し、説明をうけました。事務局の説明のとおりです。
審議のほど宜しく申し上げます。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

委 員 借りに〇〇とありますが、〇〇の店舗が建設されるということでいいですか。

事務局 造成・店舗の建築を〇〇が請け合っています。

議 長 ほかにないでしょうか。
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めたいと思います。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第10号については原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。その他について事務局からお願いします。

事務局 では その他について2点、ご説明申し上げます。

1点目ですが、1月19日(金)におこなわれる福岡県農業委員会研修会大会についてです。

当日は、事務局を含め6名で参加いたします。宮本会長・前田農業委員・横山農業委員・福田推進委員の4名です。午前10時に役場駐車場に集合をお願いいたします。

会場には役場の公用車にて行く予定にしております。

やむおえず欠席される場合は、事務局までご連絡ください。

2点目ですが、次回2月期の定例総会については、2月13日(火)を予定しております。

定例総会に欠席された委員さんにおかれましては、後日役場まで資料の受け取りにきてくださいますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

議 長 委員の方から何かありましたらお願いします。

委 員 安雲で5条申請がでていたが、1年たっても家も納屋もたたないのですが、期間の決まりはありますか。

事務局 一応1年となっていますが、県からの許可なので
県から督促がくるとはおもいますが、こちらも確認しようと思います。
物価高の影響で遅れるようなことはきいていますが

議 長 他にないですか。

それでは、これで1月期定例総会を終了します。

令和6年1月10日 午前9時28分閉会